平成２７年（フ）第１６２号
茨城県稲敷市上之島559番地
債務者　根本　　凌
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
茨城県取手市東６丁目24番４号
債務者　奥野　清子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７２号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘４丁目５番地24
債務者　川村　昭一（旧姓齋須）
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
茨城県取手市ゆめみ野３丁目18番地２　ベル103、前住所茨城県常総市新石下3642番地１カトル・セゾン・ドウ103号室
債務者　金子　真理
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
山梨県甲府市宮原町217番地２
債務者　岡　紀代子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９０号
山梨県北杜市明野町上手9942番地
債務者　大柴　智一
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
長野県松本市大字入山辺1509番地１　松風園
債務者　岩原　　徹
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３４０号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ２―201号
債務者　小山田　薫
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３５２号
奈良市大安寺６丁目15番７―Ａ201号
債務者　堀川　晃平
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２５８号
奈良県宇陀郡曽爾村大字伊賀見1939番地の１
債務者　山口九二男
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２７２号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北８丁目６番６号　ハウスブロッサム　202
債務者　髙島　剛雄
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２７４号
奈良県大和高田市甘田町10番27号
債務者　石田佐代子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第３４３号
宮崎市中村西２丁目８番３号　スカイコート105号、前住所宮崎市大塚町横立1509番地３
債務者　長友　隆夫
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６号
北海道虻田郡留寿都村字留寿都200番地39
債務者　吉岡奈美子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第２１号
北海道岩内郡岩内町字敷島内59番地９
債務者　川村　新悦
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第２２号
北海道岩内郡岩内町字敷島内59番地９
債務者　川村　優子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２７年（フ）第９０号
宮城県大崎市鹿島台平渡字東銭神１番地、従前の住所宮城県大崎市鹿島台平渡字西銭神21番地
債務者　諏訪　芳生
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係